（別紙資料②）

**「評価について」**

介護予防サービス・支援計画書の計画期間を最長１年間で設定、６ヵ月以内で評価をし、介護予防サービス・支援評価表の提出をお願いしていましたが下記の通り変更となります。

介護予防サービス・支援計画書に定めた支援計画の期間の中途における評価（以下「中間的な評価」という）に関しては、介護予防サービス・支援計画書で定めた各事項について支援の実施状況及びその結果等を介護予防支援経過記録に記載することにより中間的な評価とすることが可能であり、必ずしも介護予防サービス・支援評価表を使用する必要はない。

「介護報酬の解釈　ＱＡ・法令編」より参照

上記のことから、令和3年度は中間的な評価に関しては、介護予防支援経過記録に記載し、介護予防サービス・支援計画書で定めた計画期間の終了時に「介護予防サービス・支援評価表」の提出をお願いします。

※介護予防サービス・支援計画書の計画期間の終了を待たずに介護予防サービス・支援計画書の変更がある場合は、「介護予防サービス・支援評価表」の提出をお願いします。